

規制改革推進会議 医療・介護WG(第11回)
(オンライン医療(ガイドライン、電子処方箋))

「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直し に関する検討会」の中間報告

厚生労働省
医政局 医事課

オンライン診療の適切な推進に向けて

- オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータや事例の収集、実態の把握を進める。
- オンライン診療の普及状況、技術の発展やデータ等の収集結果に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について、定期的に内容を見直す。
- 診療報酬においては、「オンライン診療料」等の普及状況を調査・検証し、その結果等を踏まえて、次期以降の診療報酬改定に向けて必要な検討を行う。

今後のスケジュール



本指針について、初回の見直しであることや不適切事例が報告されていることを受けて、以下の基本方針で見直しを検討するのはどうか。

<全般>

基本理念に基づき、質の向上、アクセシビリティの確保、治療の効果の最大化に資するよう指針を見直す。

<これまで指摘されてきた課題等への対応>

1. 不適切なオンライン診療の事例を受け、より安全・有効なオンライン診療が実施されるように諸規定を見直す。
2. 実際の運用を経て、指針の内容を一部明確化することで、適正なオンライン診療を促進する。

< オンライン診療の実施に当たっての基本理念 >

- ①患者の日常生活の情報も得ることにより、医療の質のさらなる向上に結び付けていくこと
- ②医療を必要とする患者に対して、医療に対するアクセシビリティ(アクセスの容易性)を確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすこと
- ③患者が治療に能動的に参画することにより、治療の効果を最大化すること

1. 指針の対象

オンライン受診勧奨と遠隔健康医療相談等の整理

遠隔健康医療相談については、医師が直接実施するなど多様な業態の事業が起業されており、オンライン受診勧奨との差異・役割分担等を含め、オンライン受診勧奨と遠隔健康医療相談の範囲内で行える行為をより明確にする。

2. オンライン診療の提供(診療行為)に関する事項

(1) 対面診療との組み合わせ及び初診対面診療の原則の例外の検討

対面診療との組み合わせ、初診対面診療の原則の例外として、追加可能な事項について検討する。

(2) オンライン診療時の予測された症状等への対応

状態が落ち着いている患者に対してオンライン診療を行った場合において、予測された症状等の変化がある場合等の対応(再度の対面診療の必要性等)について検討する。

(3) 同一医師による診療原則の例外の検討等

在宅診療等を除き、原則、対面診療を行っている医師本人のみオンライン診療が可能な点について、チーム医療や複数主治医制が進む中で、個々の医師の負担軽減等の観点から、同一医師以外による対応の拡大を検討する。他方で、医師の本人確認の手段を明確化し、徹底する方策の検討も必要。

3. オンライン診療の提供体制に関する事項

(1) セキュリティの観点に基づく適切な通信環境の明確化

電子化された医療情報に係る各種ガイドラインの見直しを受け、セキュリティの観点からオンライン診療における適切な通信環境について明確化し、特に汎用ソフトを用いる場合の使用要件や「接続する」場合の留意事項等を具体的に定める。

(2) D to P with N(患者が看護師という場合のオンライン診療)の明示

現状、訪問看護等の際に、D to Pと訪問看護の組み合わせとしてオンライン診療を行っているところ、D to P with Nにおいて看護師等が行うことが可能な看護業務等の明記を検討する。

4. その他オンライン診療に関連する事項

オンライン診療を実施する医師の研修必修化

不適切なオンライン診療の報告が多数なされていること等を踏まえ、オンライン診療を実施する医師は、適切に実施するための研修を受講することを必須とするのはどうか。

オンライン受診勧奨・遠隔健康医療相談の整理(案)

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第1回 資料2

オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談における医学的判断や医療相談の内容、実施可能な行為について、一部不明瞭な点があったため、下記の通り整理することについてどのように考えるか。

	オンライン診療	オンライン受診勧奨	遠隔健康医療相談(医師)	遠隔健康医療相談(医師以外)
指針の適用	○	○(一部適用外)	×	×
情報通信機器を通じた診察行為	○	○	×	×
情報通信手段のリアルタイム・同時性(視覚・聴覚情報を含む。)	○ (文字等のみ不可)	○ (文字等のみ不可)	- (必須ではない)	- (必須ではない)
初診	×(例外あり)	○	-	-
処方	○	×	-	-
受診不要の指示・助言	-	?→○	○	○
一般的な症状に対するり患可能性のある疾患名の列挙	-	-	○	○
患者個人の状態に対するり患可能性のある疾患名の列挙	○	?→○	×	×
一般用医薬品等の使用に関する助言	○	?→○	?→○	?→○
患者個人の心身の状態に応じた医学的助言等	○	○	?→○	×
特定の医療機関の紹介	○	○	○	○

オンラインによる(情報通信機器を用いた)セカンドオピニオン

背景・事務局提案

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第2回 資料1

セカンドオピニオンは、特にがん患者や難治性疾患に罹患した患者が、主治医とは異なる医師による診断や治療に関する意見を聴取するために用いられている。疾患に関する一般的な相談であれば、遠隔健康医療相談などが可能であるが、治療方針に関する助言等については、限られた情報による高度な判断となるため、一定のルールが必要である。

○セカンドオピニオンの指針上の位置付け

セカンドオピニオンについては、治療は行わない一方、患者個人の心身の状態に応じた、医学的判断に基づく治療方針等に関する助言を行うこととするため、オンライン受診勧奨に位置付けてはどうか。(初診対面診療の原則等は適用されない)

○オンライン受診勧奨によるセカンドオピニオンで可能な診療行為

- ・患者個人の心身の状態に応じた、医学的判断に基づく治療方針等に関する助言。
- ・担当医師が直接得られる情報は限定的であるため、助言に基づき、オンライン受診勧奨を実施している医療機関で治療する場合は、改めて対面診療に基づき、具体的な治療内容は決定するものとする。

※医師による遠隔健康医療相談においては、特定の疾患に関する一般的な説明や一般的な治療方法に関する情報提供等を行うことが可能。

○オンライン受診勧奨によるセカンドオピニオンで行うべきではない診療行為

- ・他の医療機関への診療情報提供書(紹介状)の作成
- ・個別の患者の治療内容の確定

D to P with D(患者が医師という場合のオンライン診療)(1)

背景・問題意識

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第3回 資料3

第1回検討会において、情報通信機器等を用いて遠隔から医師が手術をすることの扱いについて、問題提起がなされたため、こうしたケースを含め、患者の側に医師がいる場合のオンライン診療について、本指針における位置付け、課題等について整理・検討することとする。

○遠隔からの外科手術がオンライン診療に含まれるか否か

オンライン診療の定義は、「遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為」とされているところ、医師がオンラインで外科手術等の治療行為を遠隔から行うことも「処方等の診療行為」に含まれ、この定義に該当するため、本指針が対象とする射程に含まれるもの。

○現行の指針に則り実施可能とする場合の課題等

- ・本指針の策定時、外科手術等の治療行為をオンラインで行うことは想定されていなかった。現行の指針は、治療として外科手術を行う場合等に最低限遵守する事項等を規定しておらず、現時点において、オンライン診療で遠隔から外科手術等の治療を行うことは、安全性等の観点から検討が必要であると考えられる。
- ・D to P with Dの形態も認められると考えられるところ、手術室の患者の側に主治医等がおり、仮に情報通信機器等に不具合があった場合等においても、手術の安全な継続等が担保されること、通信の遅れが発生しないことを確認することなど、一定の要件の下、オンラインでの外科手術等を認めることを検討してはどうか。
- ・その他、希少性が高い疾患等に係る専門医が遠隔地にしかいない場合等において、D to P with Dの形態で診察・診断等を行うことも想定され、その場合の要件も併せて検討する必要がある。

D to P with D(患者が医師という場合のオンライン診療)(2)

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第3回 資料3

○ D to P with Dの診療形態における原則

- ・患者の側にいる医師は、従来より当該患者を対面診察含め診療している主治医等であること。
- ・情報通信機器を用いて診療する医師は、あらかじめ、主治医等より十分な情報提供を受けること。
- ・診療の責任の主体は、原則として従来から診療している医師にあるが、情報通信機器の特性を勘案し、問題が生じた場合の責任分担等についてあらかじめ協議しておくこと。

○情報通信機器を用いた遠隔からの高度な技術を有する医師による手術等

<適用対象>

- ・高度の特殊な技術を要するなど、遠隔にいる医師でないと実施が困難な手術である手術等であること。
 - ・患者の体力面などから、当該遠隔にいる医師の下への患者の搬送・移動等が難しいこと。
- (※具体的な対象疾患や患者の状態などの詳細な適用対象は、各学会などが別途ガイドラインなどを作成して実施すること。)

<提供体制>

- ・情報通信機器について、手術等を実施するに当たり重大な遅延等が生じない通信環境を整え、事前に通信環境の確認を行うこと。
- ・仮に一時的に情報通信機器等に不具合があった場合等においても、患者の側にいる医師により手術の安全な継続が可能な体制を組むこと。

○情報通信機器を用いた遠隔からの高度な専門性を有する医師による診察・診断等

<適用対象>

- ・希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患であること。
- ・遠方からでは受診するまでに長期間を要する等、患者の早期診断のニーズを満たすことが難しいこと。

<提供体制>

- ・患者は主治医など患者の状態を十分に把握している医師とともに、遠隔地にいる専門家の診療を受けること。
- ・患者の側にいる医師と遠隔で診療を行う医師は、事前に診療情報提供書等を通じて連携をとっていること。

Dual Consoleの実際

ロボット手術指導医
40例経験
Surgeon console

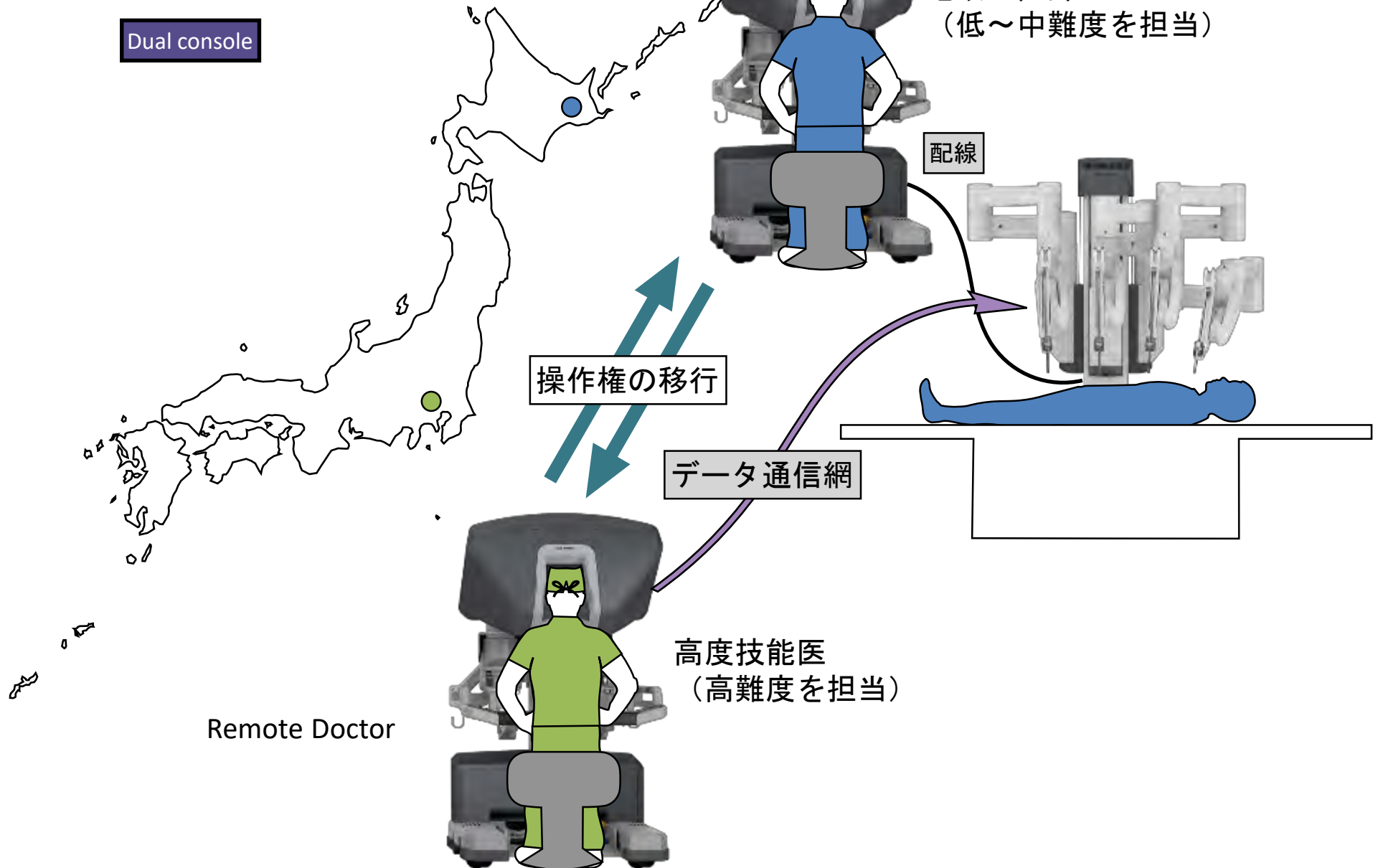
ロボット手術医
5例経験
Surgeon console

Patient cart



遠隔手術 Telesurgery

Dual console



地域の医師
(低～中難度を担当)

配線

操作権の移行

データ通信網

高度技能医
(高難度を担当)

Remote Doctor

D to P with N (患者が看護師等という場合のオンライン診療) 実施時の留意事項・実施可能な事項等

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会
第3回 資料4

○D to P with Nの定義

- ・D to P with Nは、患者の同意の下、オンライン診療時に、患者は看護師等が側にいる状態で診療を受け、医師は診療の補助行為をその場で看護師等に指示することで、薬剤の処方にとどまらない治療行為等が看護師等を介して可能となるもの。
- ・D to P with Nにおいても、医師は初診対面診療の原則など、指針に定められた「最低限遵守すべき事項」等に則った診療を行うこと。

○D to P with Nで実施可能な診療・診療の補助行為

- ・医師の指示による診療の補助行為の内容としては、オンライン診療を開始する際に作成した診療計画に基づき、予測された範囲内で診療の補助行為(点滴や注射等)が行われるのが望ましい。
- ・オンライン診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が出現した場合において、医師が看護師等に対し、診断の補助となり得る追加的な検査(血液検査や尿検査等)を指示することは可能である。ただし、その検査結果等を踏まえ、新たな疾患の診断を行い治療等を行うのは、オンライン診療ではなく対面診療によるべきである。

○D to P with Nの提供体制

- ・D to P with Nを行う医師と看護師等については、事前に連携をとっていることが必要である。なお、所属機関が異なる場合、患者の同意の下、医師が患者の病状等の情報について看護師等へ事前に共有しておくことが望ましい。その際に、訪問看護を組み合わせる場合、医師が訪問看護を指示すること。